

第1章 緑の基本計画について



第1章 緑の基本計画について

1-1 「緑の基本計画」の概要

(1) 計画の目的

■計画の背景

笛吹市は、御坂山地や大蔵経寺山等の山岳、森林、笛吹川等の水辺、桃源郷と称される果樹園や農地、恵まれた眺望、甲斐国発祥の地といわれる歴史文化遺産等に代表される豊かな自然や緑と良好な関係を保ちながら発展してきました。

こうした緑は、私たちの心にうるおいとやすらぎを与えてくれるとともに、大気の浄化や酸素の放出、風雪や日照などの気候の緩和、郷土の美しい景観の形成、様々な生き物たちの生息の場の提供、災害から人やまちを守るなど、様々な働きがあり、私達の生活に欠かせないものです。

しかしながら、近年の急速な都市化の進行やライフスタイルの変化に伴い、森林や果樹園などの農地、身近な雑木林などが年々減少し、一部では、荒廃しているところもみられます。また、こうした緑の減少に伴い、動植物の生息・生育環境も影響を受けています。

一方、市民生活においては、高齢化社会の進展、ライフスタイルの変化や多様化、自然や景観、環境問題への関心の高まり、エコツーリズムやグリーンツーリズム等、自然とのふれあいを通じた豊かさの希求など、「生活の質（クオリティ）」に対する要求が高まってきており、こうした社会の変化や国民ニーズの多様化に伴って緑に対する期待も大きくなっています。

本市は、これまで町村合併以前も含め、都市公園の整備や緑地の保全に関しては、「峡東都市計画区域緑のマスタープラン」（平成7年3月）や「東八代都市計画区域緑のマスタープラン」に基づき、また、緑化に関しては、「山梨県緑化計画（平成16年3月）」や「山梨県環境緑化条例（昭和49年10月）」等に基づき、計画の推進を図ってきました。

合併後は新市として「第一次笛吹市総合計画」（平成19年12月施行）や「笛吹市都市計画マスタープラン」（平成21年3月）を策定したところですが、これらの上位計画においても、緑のまちづくりに関する施策は計画の大きな柱となっています。また、上位計画に掲げた将来像の実現を図るため、本市の優れた緑の資源を効果的に活かしながら、長期的な展望に立った本市独自の総合的な緑のまちづくりの指針づくりが必要となっています。

■計画の目的

本計画は、こうした背景を受け、生活の豊かさを実感できる花と緑に包まれた潤いあるまちづくりをめざし、緑地の保全、都市公園等の整備、公共施設や民有地の緑化、緑の普及・啓発活動を総合的、計画的に推進するため、本市の緑のまちづくりに関する総合指針として策定することを目的としています。



・大蔵経寺山からの眺望

(2)「緑の基本計画」とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、将来に向けて笛吹市の緑のあるべき姿を明らかにし、その実現のための取り組みを示すものです。緑の基本計画には、次のような特色があります。

■緑の基本計画の特色

●緑のまちづくりに関する笛吹市の総合的な計画です

本計画は、都市公園の整備や緑地の保全に限らず、公共施設や民有地の緑化推進、緑に対する市民意識の普及・啓発活動、郷土の景観の保全など、緑のまちづくりに関する総合的な計画です。

●広く市民の意見を反映して策定する計画です

本計画は、法律（都市緑地法）に基づく計画ですが、公園・緑地の整備や緑地の保全、緑化の推進、実現のための方針などについて、広く市民の意見を反映しながら、市が独自性と創意工夫を発揮して、笛吹市らしい個性と市民に親しみがもてる計画としています。

計画の策定にあたっては、市民参加による「みどりのまちづくり市民会議」を設置して、計画内容の検討、提案書の提出を行うとともに、市の広報やホームページによる検討経過の公表、パブリックコメント（市民意見の募集）を実施するなど、市民の意見の反映に努めています。

●緑のまちづくりに関する市民・企業・行政などの協働の指針です

市内では、花壇の設置や花植え、生け垣の緑化、植樹活動など、市民による緑化活動が行われています。また、活動の規模は小さいものですが、今後、こうした小さな市民活動の芽を伸ばし、活動の輪を広げていくことが必要です。

花と緑に包まれたうおいあるまちづくりを推進していくためには、多くの人の理解と協力が必要であり、本計画は、市民・企業・行政などが協働で取り組むための共通の指針としての役割をもっています。



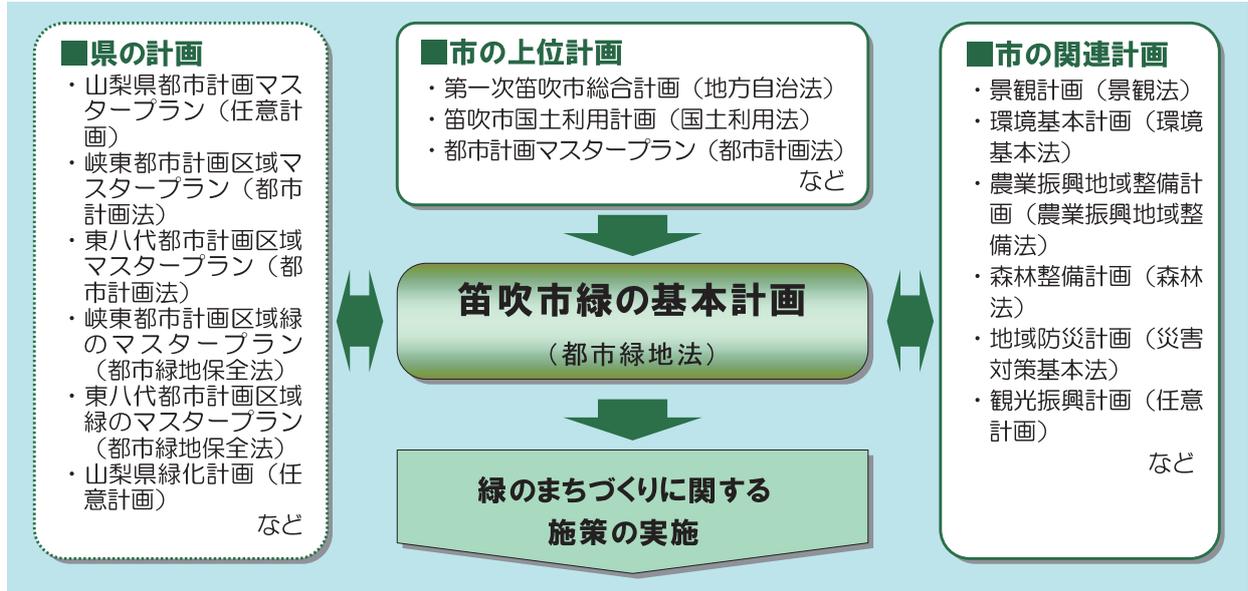
・ 稲山ケヤキの森

(3) 計画の位置付け

本計画は、本市の上位計画である「第一次笛吹市総合計画」および「笛吹市都市計画マスタープラン」の緑のまちづくり部門の基本計画として位置づけられます。

計画の推進にあたっては、これらの上位計画をはじめ、次に示すような山梨県の計画や市の関連計画など相互の施策の連携により、計画の実効性を高めていきます。

■計画の位置付け



注) * 都市計画区域および名称の変更が行われ、平成 23 年4月より、本市の都市計画区域は全て「笛吹川都市計画区域」となります。

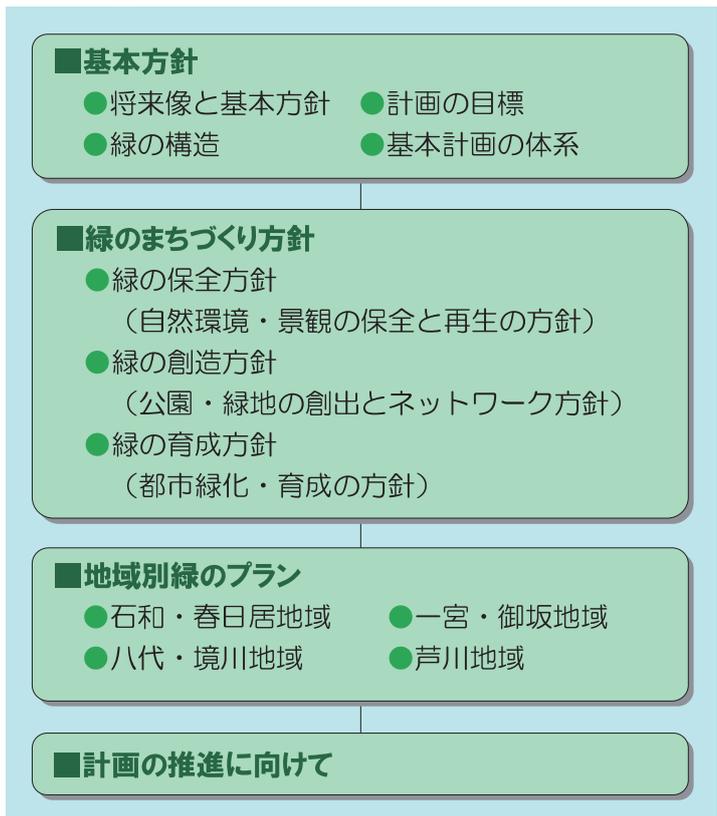
(4) 計画の構成

本計画は、次のような内容で構成しています。

「基本方針」では、笛吹市のめざす緑のまちづくりの将来像や計画の目標を設定し、「緑のまちづくり方針」では、目標の実現に向け今後取り組むべき施策を、「地域別緑のプラン」では、地域の特性に応じた緑のまちづくり方針を示しています。

また「計画の推進に向けて」では、計画を推進していくため、市民・企業、行政等の協働による緑のまちづくりの具体的な取り組み等について示しています。

■計画の構成



(5) 計画対象区域

緑の基本計画は、一般的には都市計画区域を対象としていますが、都市計画区域外には、本市の緑の骨格を形成し、市域の大部分を占める山地、里山、森林地域が広がり、市街地や樹園集落地域と一体となって緑の環境を形成していることから、本計画では、市域全体を計画対象区域とします。

■計画対象区域面積

市 域	都市計画区域	都市計画区域以外
20,192ha	8,820ha	11,372ha

(6) 目標年度

本計画の目標年度は、「笛吹市都市計画マスタープラン」と整合を図るため、概ね20年後の平成40年（2028年）とし、中間年度を平成30年（2018年）と設定します。

■目標年度：平成40年(2028年)

■中間年度：平成30年(2018年)

(7) 将来人口

本市の将来人口は、「第一次笛吹市総合計画」および「笛吹市都市計画マスタープラン」において、平成22年の約71,900人をピークに減少に転じることが予想されており、目標年度平成40年（2028年）の将来人口を約72,000人と推計しています。

本計画においても、計画目標（数値目標）の設定にあたって前提となる将来人口は、上位計画に基づき次のように設定します。

■将来人口の見通し

項 目	平成17年(2005年)	平成30年(2018年)	平成40年(2028年)
市総人口*1	71,711人	72,000人	72,000人
(都市計画区域人口)*2	(45,859人)	(46,000人)	(46,000人)

注) *1 市総人口：2005年は国勢調査結果、2018年および2028年は「第一次笛吹市総合計画」のコーホート推計値

*2 都市計画区域人口：平成17年国勢調査の市総人口に占める都市計画区域内人口の割合（64.0%）から想定した参考値

1-2 緑について

(1) 緑のはたらき

緑は、次に示すような様々なはたらきをもっており、私たちの心、生活、地域や都市全体に深く関わっています。こうした緑のもつ役割を再認識し、大切に守り育てていくことが必要です。

■ 緑のはたらき

- 空気をきれいにし、気候を和らげ酸素を放出するはたらきがあります (気候の緩和機能)
- 様々な生き物たちの生息・生育の場を与えています (自然生態系の維持機能)
- 災害からひとやまちを守るはたらきがあります (防災機能)
- 自然とのふれあい・レクリエーション活動の場を与えてくれます (レクリエーション機能)
- 故郷の美しい景観をつくり、生活にやすらぎと潤いを与えてくれます (景観形成機能)
- 森林などの木材の生産機能、また、農地は果樹・穀物・野菜等の食糧や花などの生産の場としてのはたらきがあります (生産機能)

(2) 計画の対象となる緑

本計画では、日常生活で私たちの目にふれる次のような「緑」を対象としており、大切な緑は守り、新たに創ったり(増やしたり)、育てていくことを目的としています。

○ 山地、里山の緑
森林、雑木林など



○ 水辺の緑
河川や水路、池沼など



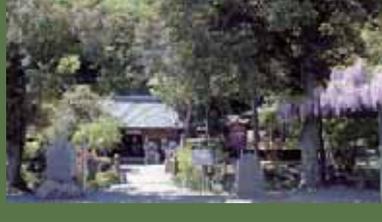
○ 農地の緑
果樹園、畑など



○ 公共施設の緑
公園、緑地、街路樹、公共公益施設の緑など



○ 社寺林の緑



○ 民間施設の緑



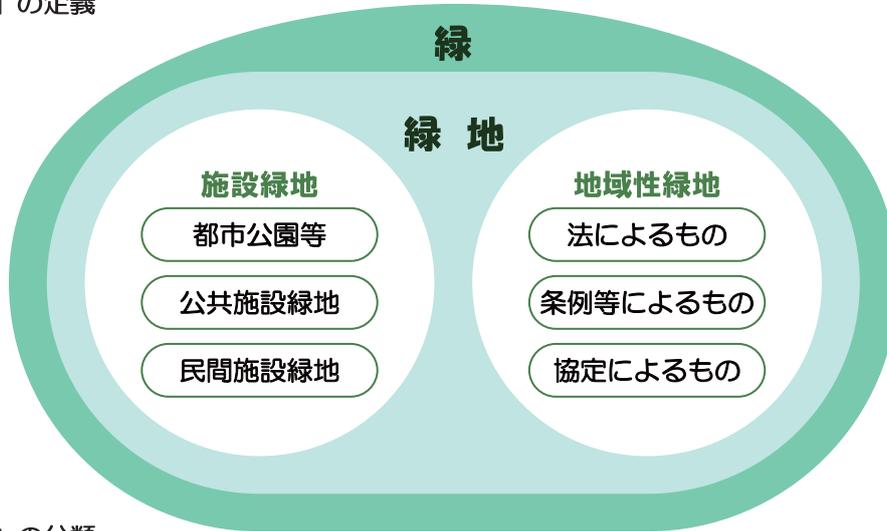
○ 住まいの緑
生け垣、庭木、屋敷林など



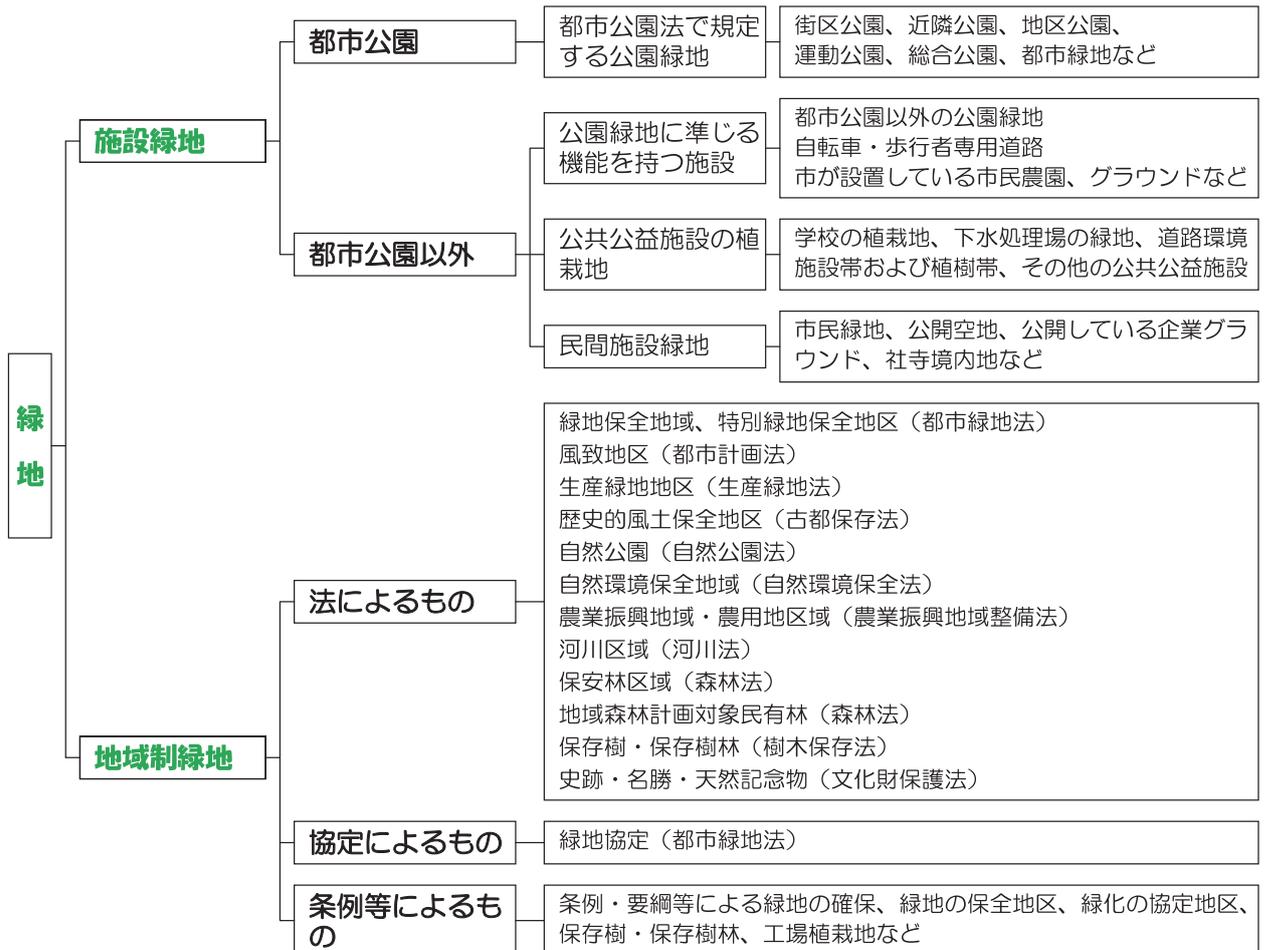
(3) 緑地の定義と分類について

本計画では、私たちが日常目にする「緑」のうち、次に示すように都市公園等、施設として利用されている緑（施設緑地と呼んでいます）と、法律や山梨県や市の条例などの指定により一定の永続性が確保されている緑（地域制緑地と呼んでいます）を「緑地」として定義しています。

■「緑地」の定義



■「緑地」の分類



注) *ここでの分類は、緑の基本計画としての一般的な分類であり、細目の中には本計画では対象としていないものも含まれています。

1-3 計画策定の進め方と市民参加

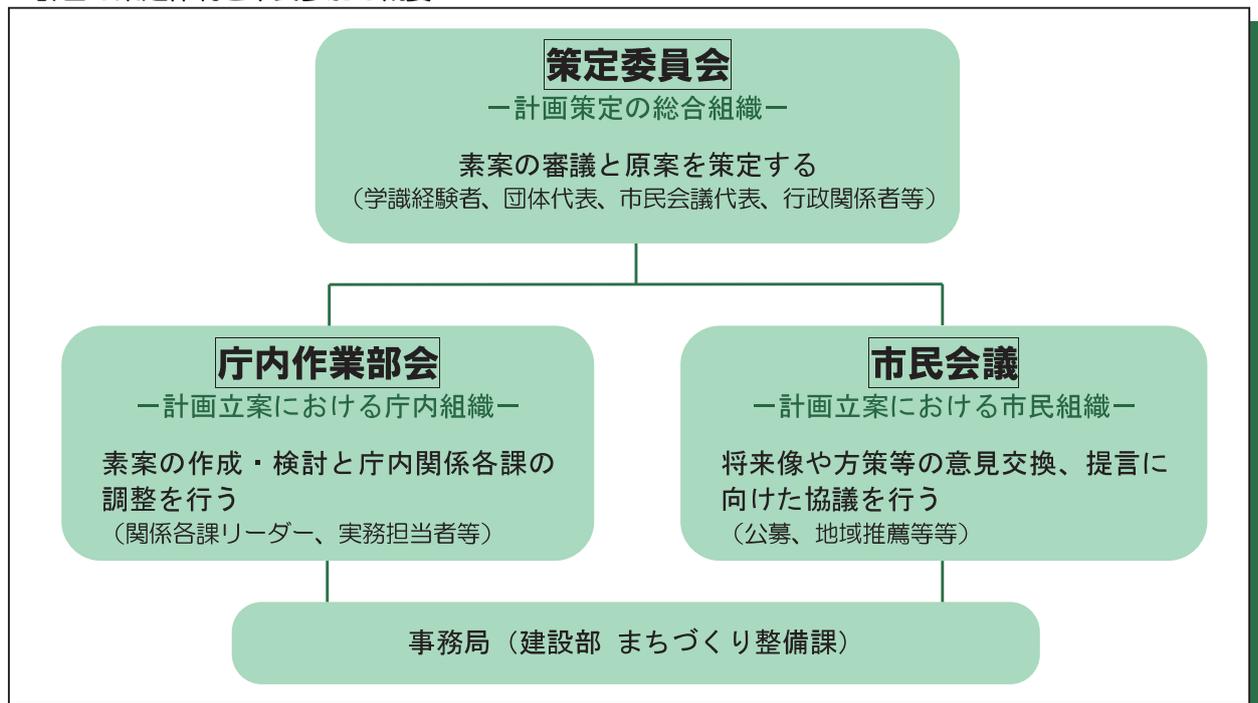
(1) 計画の策定体制

本計画は、まずはじめに市民からの提案をたたき台に計画素案を検討・作成し、これを庁内関係各課で調整を行うという手順で計画策定を進め、市民の声を直接計画に取り込んで積み上げていくボトムアップ型での策定方式をとりました。

そのため、本計画の策定にあたっては、地域住民の代表等で構成された「みどりのまちづくり市民会議」（以下、市民会議という）をはじめ、次のような検討組織を設置し、様々な意見交換や検討・調整などを図りながら作成を進めてきました。

本計画の策定体制と市民参加の概要は以下のとおりです。

■ 計画の策定体制と市民参加の概要



・ 第1回策定委員会



・ 第1回庁内作業部会



・ 第3回市民会議

注) * パブリックコメント：直訳すると「住民の意見」という意味ですが、ここでは、行政による施策を原案段階で公表し、一般住民から意見を募り、その上で意志決定を行う手続きのことを指しています。

(2) みどりのまちづくり市民会議の概要

本計画の策定にあたっては、最初に市民組織としての「みどりのまちづくり市民会議」を立ち上げ、市民による緑のまちづくりについての提案の作成からはじめました。市民が自分たちで考え、手を動かす「ワークショップ」という手法で、計5回の会議を開催し、平成22年6月18日に、笛吹市に「みどりのまちづくり市民プラン」の提案を行いました。市民会議の概要は次のとおりです。

※市民会議についての詳細は、参考資料を参照下さい。

開催概要

- 名称：「笛吹市みどりのまちづくり市民会議」
- 期間：平成21年11月～平成22年6月
- 開催回数：計5回（提案書提出準備会を含む）
- 開催時間：各回2時間程度（午後7時より9時まで）
- 開催場所：市役所南館大会議室
- 参加構成：一般公募／関係各市民団体推薦／地区代表など 計21名
オブザーバー（山梨大学学生）
ワークショップアドバイザー／事務局（建設部 まちづくり整備課）
- 進め方：ワークショップ手法による協議
- その他：各回「市民会議ニュース」発行

市民会議ワークショップの流れ

第1回

平成21年11月6日（金）

テーマ：大切にしたい・提案したいみどり！

- 市民会議発足 －「緑の基本計画とは」－
- 自己紹介と全体ワークショップ



第2回

平成21年12月9日（水）

テーマ：笛吹市のみどりの特性と課題を共有しよう！

- 笛吹市緑の勉強会（緑の現況、市民意向等）
- みどりの特性の共有と課題の把握、特性図作成



第3回

平成22年2月17日（水）

テーマ：みどりのまちづくりを提案しよう！

- みどりのまちづくり市民提案の考え方
- みどりのまちづくりのテーマの抽出と提案づくり



第4回

平成22年4月20日（火）

テーマ：具体的な協議を深め提案をまとめよう！

- 具体的な提案協議とアクションプログラムの検討
- 提案の実現に向けて



第5回（準備会）

平成22年6月2日（水）

テーマ：市民プランを確認し提案しよう！

- 市民プランまとめの最終協議
- 提案書提出に向けた確認事項の協議



平成22年6月18日（金）

みどりのまちづくり市民プラン提案書の提出





・ニホンスズランの群生地（芦川地区）